

令和6年度 生徒心得

薩摩川内市立水引中学校

【校内生活】

1 登下校

- (1) 普段の通学手段は学校に届ける（教育相談票）。通学手段が変更になった場合は連絡する。
（例：塾や習い事に通い始めて学校帰りに電車を利用する場合など）
- (2) 交通規則・交通道德や「自転車通学規則」を守る。また、寄り道や買い食いはしない。
- (3) 登校は8時00分までに校門を通過し、8時05分までには教室に入室する。
- (4) 帰りの学活終了後、用事がない生徒は、速やかに下校する。
- (5) 反射タスキは毎日持参し、下校時や薄暗い時は着用する。

2 朝の活動・朝の学活

- (1) 登校したら学用品の整理や宅習等の提出をすませ、着席をして朝の活動の準備をする。
- (2) 8時15分から30分までは、席を離れずに無言で朝の活動に取り組む。
- (3) 8時30分になったら係の合図で朝の活動を止め、日直を中心に朝の学活を始める。

3 授業

- (1) 2分前には着席をし、1分前には委員長の合図で黙想を行う。
- (2) 委員長の号令で、椅子の左側に起立し、始業時「お願いします。」終業時「ありがとうございました。」と言ってから礼をする。（先言後礼）
- (3) 授業に遅れたり、授業中にやむを得ず席を離れたりする必要がある場合は、先生にその理由を話し、許可をもらう。
- (4) 教科書類や学習道具の貸し借りは禁止する。忘れた場合は、授業が始まる前に先生に届けて指示を仰ぐ。

4 休み時間

- (1) 授業終了後は次の授業の準備をしてから休憩する。
- (2) 他の学級への出入りはしない。
- (3) 日直は、前時の板書を消す。移動教室の際は、電灯・扇風機のスイッチを切る。
- (4) けがや体調不良等で保健室を利用する際には、保健室利用カードを使用し、次の時間の教科担任の先生の許可を得てから入室する。
- (5) 温室の周りや特別校舎・3階校舎や体育館の裏手には立ち入らない。
- (6) 昼休みは雨天時のみ、保健体育科の先生の許可を得て体育館を使用できる。（別紙1）

5 給食

- (1) 当番の生徒は、4校時終了後すぐに給食着・三角巾・マスクを着用し、手洗い・うがいを済ませてコンテナ室へ向かい、教室に搬入して配ぜんに取りかかる。
- (2) 4校時が移動教室の際には、当番の生徒は給食着を持って移動する。
- (3) 当番以外の生徒は、4校時終了後10分以内に手洗い・うがいを済ませ、着席して待つ。当番の準備が整い次第、給食を取りに行く。
- (4) 給食終了後10分以内に、食器類をコンテナ室へ返却する。

6 清掃

- (1) 清掃が始まる5分前には、昼休みの活動を止めて清掃場所に移動する。
- (2) 清掃の始まりと終わりは、担当場所ごとに集まり、今日の清掃の確認、反省を行う。
- (3) 15分間の清掃時間は、無駄話をせず時間いっぱい清掃をする。

7 礼儀・規律

- (1) 先生や級友，来客に対して，自分からすすんで心のこもった挨拶や会釈をする。
- (2) 校長室，職員室，保健室，事務室，主事室への入室については，入口で「学年・氏名・用事」を述べて，許可を得てから入室する。
- (3) 学習に不必要なもの（携帯電話・ゲーム機・菓子類・漫画・雑誌など）は持ってこない。
- (4) 生徒間の金銭や物品の貸し借り，物のプレゼント等はトラブルの原因になるので絶対にしない。

【**校外生活**】 ※ 市の生活指導研究協議会の「長期休業中の申し合わせ事項」（別紙2）に準ずる。

- (1) 子供だけでの市外への外出は禁止とする。
- (2) 外出時は「行き先，用件，同伴者，帰宅時間」などを保護者に伝え，中学生らしい服装で行動し，必ず日没までには帰宅する。
- (3) 夜間外出や外泊は，原則として禁止とする。
- (4) ゲームセンターやネットカフェへの出入りは禁止とする。
- (5) ゲームコーナーやカラオケボックス，飲食店への出入りは，保護者同伴とする。ただし，ゲームコーナーでも賭博性の高いゲームがある場所への出入りは，保護者同伴でも立ち入り禁止とする。

【**服装・身なり**】（別紙3）

1 服装

(1) 制服 [①か②の組み合わせのどちらかを着用]

	冬 期	中間期	夏 期
①	・詰襟学生服 ・白の長袖Yシャツ ・学生ズボン	・白の長袖Yシャツ ・学生ズボン	・白の半袖開襟シャツ ・学生ズボン
②	・セーラー服 ・ジャンパースカート ・エンジ三角スカーフ	・白の長袖ブラウス ・ジャンパースカート	・半袖セーラー服 ・夏服用スカート

※ 更衣期間等は特に設けない。気温等を考慮し，各自の判断で着用する。

※ ネーム，スカーフ，ベルトをきちんとつける。

※ シャツやブラウス，セーラー服の下に着用する下着の色は何色でもよいが，アウターに響かないものとする。

※ 厳寒期は，詰襟学生服やジャンパースカートの下にトレーナーやセーターなどの着用を認める。ただし，色は白・黒・紺・灰色を基調とした華美でないものとし，袖や裾からはみ出ないように着用する。

(2) 靴

〈 通 学 〉 ひも付きの白色の運動靴（体育でも使用）

※ ひもはしっかりと結ぶ。（危険防止）

※ かかと部分のワンポイントは不可

〈 校 舎 〉 上履きシューズ（青色）

〈 体育館 〉 体育館シューズ（学校指定のもの）

(3) 靴下

- ・ 白・黒（ワンポイント可）とし，くるぶしが完全に隠れる長さのものとする。
スニーカーソックス，ハイソックス，ルーズソックスは禁止。ワンポイントはくるぶしの位置に華美でないものとする。

(4) 通学時の服装

- ・ 登下校は原則制服着用とする。ただし、その日最後の授業で体育服に更衣している場合や、放課後に部活動がある場合は、体育服・部活動の練習着での下校を許可する。
- ・ かばんは通学かばんを基本とし、入りきらない場合はセカンドバックを使用する。目印としてキーホルダー等をつける場合は、5cm以内のものを1つまでとする。
- ・ 自転車通学生は、ヘルメット・反射たすきを着用し、通学カバンは後ろの荷台に積んで荷ひもで固定する。

(5) 厳寒期の防寒衣類について（別紙4）

- ① 使用期間：気温等を考慮し、各自の判断で着用可とする。
- ② 使用場所：登下校中（生徒玄関で着脱を行い、校舎内では使用しない。）
- ③ 防寒着について
 - ・ 登下校の際に、制服の上から防寒着の着用を認める。防寒着は学校ジャージ・部活動のウインドブレーカー・市販のジャケット等とし、白・黒・紺・灰色を基調とした華美でないもの、フードの付いていないものとする。フード付きのものしかない場合は中に入れ込むこととする。
 - ・ 黒タイツ・10分丈のレギンス（黒のみ）の着用も認める。
- ④ 手袋・ネックウォーマーについて
色は白・黒・紺・灰色を基調とした華美でないものとする。（マフラーは使用禁止）

2 髪型

※ 学校生活に集中できる清潔な髪型とする。

前髪は目にかからない髪型とする。肩にかかる場合は、耳より下で束ねる。束ねる場合のゴムの色は、黒・紺・茶の単色とする。また、ヘアピンは黒のみ可とする。

3 禁止・注意事項

- (1) 口紅、マニキュア、香水、ヘアワックス等の化粧品の使用
- (2) 時計、ネックレス、ミサンガ、ブローチ、ピアス等の装身具
- (3) 眉そりや眉抜きなど眉の形を整える行為
- (4) 染色、脱色、パーマ、そり込みやラインを入れるなど中学生に相応しくない髪型

※ ストレートパーマ（縮毛矯正）について
パーマは原則として禁止とする。ただし、髪質に癖があるために心的ストレスが著しく、学校生活を送る上で支障をきたす者のうち、特別許可申請が提出された者については、生徒指導委員会で検討の上、校長が許可を出すものとする。

【その他】

- (1) 欠席・遅刻・早退の連絡は、保護者が確実にを行う。（電話連絡や生活の記録の利用）また、事前に分かっている場合は、「欠席・遅刻・早退・見学届」を提出する。（別紙5）
- (2) 服装や身なり等で特別な許可が必要な場合は、「特別許可申請書」（別紙6）を提出して学校長の許可を得る。
- (3) 故意な物品の破損があった場合は、原則として対象者が実費で弁償する。
- (4) 制汗剤・日焼け止め剤の使用については、4月初旬に別途指示をする。（別紙7）